

【最終報】E 1 名神高速道路 作業員負傷事故

【発生日時】 令和2年12月4日（金） 11：30頃

【位置・区間】 E 1名神高速道路 下り羽島IC～安八SIC（下場）

【工事名】 2020年度 名神高速道路 ■管内維持修繕業務

【受注者】 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)

【事象概要】 マルチング取替工で支障となる雑木の枝払い時にチェーンソーで手の甲を切り、ケガを負ったもの。

【被害状況】 人的被害あり 作業員 手の甲を切り、ケガを負ったもの（第三者被害無し）
（診断書）病名 左固有小指伸筋腱断裂、左小指中手骨、基節骨骨欠損
受傷日より約6週間の加療を要す見込みである。

【位置図】



◇ 再発防止対策

【事故状況】

作業現場の状況



伐採をしていた樹木（写真は伐採済）

使用していたチェーンソー



チェーンソーが
当たった箇所



事故の状況



枝を手で掴み
作業していた

伐採する木

◇ 再発防止対策

原因

(直接的要因)

【①作業方法】

- ・作業手順書では必ず「両手でチェーンソーを持つ」と明記されているが守られていなかった。

【②監督・監視上】

- ・作業手順書の記載には防護手袋との明記はあったが耐切創手袋との明記は無かった。各作業工程毎に耐切創手袋の明記が無かった。
- ・作業手順書では、足場の不安定な場所での作業方法の記載がなかった。

【③安全教育】

- ・安全推進委員会、職長会議等での安全教育は行われ職長は理解していたが末端の作業員までは伝わっていなかった。

(ヒューマンエラー)

【④危機軽視・慣れ】

- ・作業のしやすさを優先して、ゴム手袋使用していた。
- ・現場には耐切創手袋は持っていったが作業車の中に入れてままであり遠くに停めてあった為、取りに行くのが煩わしかった。

真因 1 作業手順が守られなかったのはなぜか？

【①作業方法】

- ・作業員は法面で体の安定が悪かった為、伐採する枝ではない枝を掴み体を固定させ片手作業をしていた。

(対応策)

- ・作業責任者は作業員が両手でチェーンソーを持って作業ができるかを各現場で確認する。
- ・チェーンソー取扱い者の肩より下の枝を切る。無理に上の方の枝を切らない。

◇ 再発防止対策

真因 2 作業手順書に明記が無いのはなぜか？

【②監督・監視上】

- ・防護手袋で伝わると思っていた。
- ・チェーンソーの切断方向に手を置くとは思わなかった。
(対応策)
- ・身体に切断の恐れがある機械を使用する場合は、防護手袋ではなく耐切創手袋と明記し直し、すべての作業員に周知徹底し、着用の指導をする。
- ・両手でチェーンソーを持ち切断方向が自分の体に向いてないか確認する。

真因 3 安全教育は十分であったか？

【③安全教育】

- ・月 1 回の安全推進委員会では、事故事例を共有し同じ事故を起こさないよう周知していたが、週 1 回職長会議では翌週の作業内容の確認と作業意識（漫然作業の防止）の維持を図るという内容であった。
(対応策)
- ・週 1 回職長会議では、翌週作業の作業内容確認、作業手順書の読み合わせを行い、作業手順書の修正改善を行う。
- ・朝礼時に作業手順書を確認し K Y に活用する。

真因 4 危機軽視・慣れはなかったか？

【④危機軽視・慣れ】

- ・耐切創手袋を持っていたが、作業車の中に入れてたままであった。
- ・細かい作業できないため、作業のし易いゴム手袋をして作業していた。
(対応策)
- ・作業にあわせ手袋を使い分けるよう、チェーンソーに耐切創用手袋を装備し常に一体化させる。

◇ 再発防止対策

物理的な対応

- (1) チェーンソーに耐切創用手袋を装備し常に一体化させ、作業時には必ず使用できるようにする。
- (2) 伐採時には作業責任者は作業員が両手でチェーンソーを持って作業できるかを各現場で確認する。また、チェーンソー取扱い者の肩より下の枝を切るものとし、無理に上の枝を切らない。

組織的な対応

- (1) 朝礼時、全作業員による小集団での作業手順書の読み合わせを行う。
- (2) 作業前に作業責任者による指差し呼称で保護具の確認を行う。
- (3) 作業手順書にない作業やその他疑義が生じた場合は一旦作業を止め、作業手順を確認したうえで、作業を再開するものとする。
- (4) 週1回職長会議では、翌週作業の作業内容確認、作業手順書の読み合わせを行い、作業手順書の修正改善を行う。
- (5) メンテ本社との合同安全パトロールを行い作業手順書の見直しを行ったうえで指導・教育を徹底する。なお、見直しの際には、同様な作業を含む全ての工種の作業手順書に反映させるものとする。

(参考)

メンテ■■■■事業所のメンテ本社との緊急安全パトロールは11/20に実施したが、草刈り作業が対象で伐採作業（チェーンソー）は対象ではなかった。

◇ 対策 要因→再発防止対策(特性要因図)

①作業手順書の不徹底

・必ずチェーンソーは両手で持つとの記載があるが、片手で作業が行われていた

②作業手順書の不備により作業員への安全教育が不十分

・作業手順書では、足場の不安定な場所での作業方法の記載がない
 ・保護具として保護手袋としか記載がなく、耐切削性手袋等の具体的な記載がない

③職長会議等での安全教育が不十分

・月1回の安全推進委員会、週1回職長会議を行っていたが、職長会議は翌週の作業内容の確認等で終わっていた

(参考④)特性要因図(フィッシュボーン)

